

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として支給されます。原則として65歳になったときに支給され、終身にわたって受け取ることができるものです。

**受け取りは、希望によって次のような受け取り方もあります。**

## 繰り上げ

60歳から65歳になる前までの受給……基本の65歳の受給額より少ない額となります  
(繰り上げた月数に応じて1か月当たり0.4%の減額)  
※昭和37年4月1日以前生まれの方は0.5%の減額

## 繰り上げ

65歳超えてから70歳になる前までの受給…基本の65歳の受給額より多めの額となります。  
(繰り下げた月数に応じて1か月当たり0.7%の増額)

**ただし、老齢基礎年金を受けるには10年以上の「受給資格期間」が必要です。**

保険料納付済期間や免除、納付猶予、学生納付特例期間などは、この10年の受給資格期間に算入されます。

保険料の納付済期間+保険料の免除期間等=10年(120月)以上

**年金を受け取る時にはこんなにも違います！**

(免除は全額免除で、平成21年4月以降の計算式で計算しています)

**Aさん 納付期間40年、年金額は満額の795,000円(令和5年度の額)**

**納付40年**

**Bさん 納付期間10年、免除期間25年、未納5年の場合 年金額は447,188円**

**納付10年**

**免除25年**

**未納5年**

**Cさん 免除期間15年、未納25年の場合 年金額は149,063円**

**免除15年**

**未納25年**

**年金を増やして、多くもらいましょう！**

## 付加保険料

～2年間受給すると納めた保険料と同額になるため大変お得です。～

第1号被保険者(および任意加入被保険者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、200円×付加保険料納付月数で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。

例えば

10年納付した場合の支払い額  $400円 \times 10年(120月) = 48,000円$

1年間に上乗せされる支給額  $200円 \times 10年(120月) = 24,000円$

※定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます  
(付加保険料だけの納付はできません。)

2年間で  
48,000円

## 高齢任意加入

60歳から65歳までの間、任意加入することができます。1年でも2年でも自由に加入でき、やめることができます。「年金額を満額に近づけたい方」や「年金の受給資格期間10年に不足している方はぜひご利用ください。」

※すでに老齢基礎年金を受けている方は任意加入できません。